

2

パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本國と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

3

前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

（特許出願の分割）

第四十四条 特許出願人は、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第一項、第四十一条第四項並びに

（特許出願の分割）

第四十四条 特許出願人は、願書に添附した明細書又は図面について補正をすることができる時又は期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条第四項並びに前条第一項及び第二項の

第四十三条第一項及び第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてし
た補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていな
いとき。

二 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第二
十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項
から第四項までの規定により特許をすることができないもの
であるとき。

三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をするこ
とができるないものであるとき。

四 その特許出願が第三十六条第四項若しくは第六項又は第三
十七項に規定する要件を満たしていないとき。

五 その特許出願が第三十六条第四項若しくは第五項及び第六
項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。
特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が
外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明に

規定の適用については、この限りでない。

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するとき
は、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければ
ならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてし
た補正が第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用
する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき。

二 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第二
十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項
から第四項までの規定により特許をすることができないもの
であるとき。

三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をするこ
とができるないものであるとき。

四 その特許出願が第三十六条第四項若しくは第五項及び第六
項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。

五 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明に

ついて特許を受ける権利を承継していないとき。

ついて特許を受ける権利を承継していないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、第十七条の二第一項第二号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、第十七条の二第一項第四号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

(出願公告の効果等)

第五十二条 (第一項及び第二項略)

3 出願公告後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第一百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

(出願公告の効果等)

第五十二条 (第一項及び第二項略)

3 出願公告後に特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

(第四項略)

(第四項略)

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第一号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項以下略)

(特許異議の申立て)

第五十四条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条第一項から第三項までの規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項略)

(特許異議の申立て)

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から三月以内に、特許庁長官に特許異議の申立てをすることができる。ただし、その特許出願が第三十六条第六項第四号若しくは第三十七条规定する要件を満たしていないこと又はその特許出願が外国語書面出願である場合において、その特許出願の願書に添付した明細書若しくは図面についてした補正が第十七条の二

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第四号に掲げる場合において、願書に添附した明細書又は図面についてした補正が同条第二項から第四項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項以下略)

(特許異議の申立て)

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から三月以内に、特許庁長官に特許異議の申立てをすることができる。ただし、その特許出願が第三十六条第五項第三号又は第三十七条に規定する要件を満たしていないことを理由としては、特許

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から三月以内に、特許庁長官に特許異議の申立てをすることができる。ただし、その特許出願が第三十六条第六項第四号若しくは第三十七条に規定する要件を満たしていないことを理由としては、特許

第三項に規定する要件を満たしていないことを理由としては、特許異議の申立てをすることができない。

(第二項略)

(出願公告決定後の補正)

第六十四条 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十条の規定による通知を受けたとき、又は特許異議の申立てがあつたときは、同条又は第五十七条の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は特許異議の申立ての理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正是次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の糺明

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面(同項ただし書第一号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、外国語書面))に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

(出願公告決定後の補正)

第六十四条 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十条の規定による通知を受けたとき、又は特許異議の申立てがあつたときは、同条又は第五十七条の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は特許異議の申立ての理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の補正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

4 第百二十六条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
第十七条の二第一項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正をするものに準用する。

(出願公開)

第六十五条の二 (第一項略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項

- 七 出願公開の番号及び年月日

- 一 特許請求の範囲の減縮
 - 二 誤記の訂正
 - 三 明りようでない記載の説明
- 4 第百二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(出願公開)

第六十五条の二 (第一項略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項

- 六 出願公開の番号及び年月日

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(第三項略)

(存続期間)

第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。

(第二項略)

(特許発明の技術的範囲)

第七十条 (第一項略)

2) 前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

3) 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第一百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、特許が同項各号の一に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしてい

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(第三項略)

(存続期間)

第六十七条 特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年をもつて終了する。ただし、特許出願の日から二十年をこえることができない。

(第二項略)

(特許発明の技術的範囲)

第七十条 (第一項略)

2) 前項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録前に、特許が第一百二十三条第一項各号の一又は第一百八十四条の十五第一項に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明

るものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

二 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

三 前二号に掲げる場合において、第一百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

(第二項略)

(裁定の取消し)

第九十条 特許庁長官は、第八十三条第二項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなつたとき、又は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を

おいて当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

二 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

三 前二号に掲げる場合において、第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

(第二項略)

(裁定の取消)

第九十条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定により通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

定を取り消すことができる。

2 第八十四条、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

(通常実施権の移転等)

第九十四条 通常実施権は、第八十三条第二項、第九十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、实用新案法第二十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、特許権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第八十三条第二項、第九十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、实用新案法第二十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、特許権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第八十三条第二項又は前条第二項の裁定による通常実施権は

2 第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(通常実施権の移転等)

第九十四条 通常実施権は、第八十三条第二項若しくは第九十二条第三項若しくは第四項、实用新案法第二十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、特許権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第八十三条第二項若しくは第九十二条第三項若しくは第四項、实用新案法第二十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、特許権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第八十三条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業と

、実施の事業とともににする場合に限り、移転することができる。

4 第九十二条第三項、实用新案法第二十二条第三項又は意匠法

第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、实用新案権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その特許権、实用新案権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。

5 第九十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、实用新案権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、实用新案権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

6 第七十三条第一項の規定は、通常実施権に準用する。

(侵害とみなす行為)

第一百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

二 特許が方法の発明についてされている場合において、その發明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、

ともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 第九十二条第三項若しくは第四項、实用新案法第二十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、实用新案権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、实用新案権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。

5 第七十三条第一項の規定は、通常実施権に準用する。

(侵害とみなす行為)

第一百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡しのために展示し又は輸入する行為

二 特許が方法の発明についてされている場合において、その發明の実施にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡

貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの

申出をする行為

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年二万三百円に一請求につき一千百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年四万六百円に一請求項につき四千一百円を加えた額

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年二万三百円に一請求につき一千百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年四万六百円に一請求項につき四千二百円を加えた額

第十年から第十二年まで	毎年八万一千二百円に一請求項につき八千四百円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年十六万二千四百円に一請求項につき一万六千八百円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき三万三千六百円を加えた額
第十九年から第二十一年まで	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額
第二十二年から第二十五年まで	毎年百二十九万九千二百円に一請求項につき十三万四千四百円を加えた額

(第二項以下略)

(特許料の追納による特許権の回復)

第一百十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定に

第十九年及び第二十年	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額
第十九年及び第二十年	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額

(第二項以下略)

より特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在例外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

21 前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許権は、第一百八条第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了日の日の属する年の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

(回復した特許権の効力の制限)

第一百十二条の三 前条第二項の規定により特許権が回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、その特許権の効力は、第一百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

22 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第一百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該発明の実施

- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為
- 三 特許が方法の発明についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

(拒絶査定に対する審判)

第一百二十二条 (第一項略)

- 2 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、一月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(特許の無効の審判)

第一百二十三条 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

(拒絶査定に対する審判)

第一百二十二条 (第一項略)

- 2 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(特許の無効の審判)

第一百二十三条 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

二 その特許が第十七条の二第二項又は第六十四条第二項（第一百五十九条第二項及び第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

三 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

四 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたと

一 その特許が第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三第二項又は第六十四条第二項（第一百五十九条第二項及び第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたと

き。

七 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、

又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

八 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二項から第四項まで（第二百三十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第二百三十四条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

（第二項以下略）

第一百二十五条 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第二百二十三条第一項第七号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

（訂正の審判）

第一百二十六条 特許権者は、第二百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

き。

六 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、

又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

七 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第二百三十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第二百三十四条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

（第二項以下略）

第一百二十五条 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第二百二十三条第一項第六号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

（訂正の審判）

第一百二十六条 特許権者は、第二百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の証明

の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の証明

2| 前項の明細書又は図面の訂正是、願書に添付した明細書又は

図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願に係る特許にあつては「外国語書面」）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3| 第一項の明細書又は図面の訂正是、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

4| 第一項ただし書第一号及び第二号の場合は、訂正後における

特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

5| 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第一百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

（答弁書の提出等）

第一百三十四条（第一項略）

（答弁書の提出等）

第一百三十四条（第一項略）

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、

その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正
- 三 明りようでない記載の訛明

(第三項及び第四項略)

5 第百二十六条第二項から第五項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十一条、第一百三十二条第三項及び第四項並びに第一百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

第一百五十九条 第五十三条及び第五十四条の規定は、第一百二十一
条第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七條の二第一項第二号」とあるのは「第十七條の二第一項第二号又は第三号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号）に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものと除く。」が」と、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七條の三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項ま

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、

その訂正是、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の訛明

(第三項及び第四項略)

5 第百二十六条第二項から第四項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十一条、第一百三十二条第三項及び第四項並びに第一百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

第一百五十九条 第五十三条及び第五十四条の規定は、第一百二十一
条第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七條の二第一項第四号」とあるのは「第十七條の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第四号）に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものと除く。」が」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第十七條の三又は第六十四条（同項第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項までの三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項ま

で（第一百五十九条第二項及び第三項並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、第一百二十二条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の一第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」である。」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

第一百六十三条 第四十七条第二項、第四十八条、第五十三条、第五十四条及び第六十五条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十七条の二第一項第二号又は第三号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第三項において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、第一百二十二条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合（同項第四号に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

第一百六十三条 第四十七条第二項、第四十八条、第五十三条、第五十四条及び第六十五条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第四号に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第十七条の三又は第六十四条（第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

るものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる場合（同項第二号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

（訂正の審判における特則）

第一百六十五条 審判長は、第一百二十六条第一項の審判の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項から第四項までの規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

（再審の請求期間）

第一百七十三条（第一項略）

2 再審を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないとときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十

2 第五十条及び第六十四条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合（同項第四号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

（訂正の審判における特則）

第一百六十五条 審判長は、第一百二十六条第一項の審判の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

（再審の請求期間）

第一百七十三条（第一項略）

2 再審を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないとときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十

十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（第三項以下略）

（再審により回復した特許権の効力の制限）

第一百七十五条（第一項略）

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該発明の善意の実施

二 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、善意向渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申

四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（第三項以下略）

（再審により回復した特許権の効力の制限）

第一百七十五条（第一項略）

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該発明の善意の実施

二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸

出をした行為

渡のために展示し又は輸入した行為

(不服申立てと訴訟との関係)

第一百八十四条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第一百九十五条の四に規定する処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第一百八十四条の四 (第一項略)

2 前項の場合において、外国語特許出願の出願人が条約第十九条①の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

3 国内書面提出期間内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

2 国内書面提出期間内に前項に規定する明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第一百八十四条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第一百九十五条の三に規定する処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第一百八十四条の四 (第一項略)

2 国内書面提出期間内に前項に規定する明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。